

買い物：色々な支払い方法！

- プリペイド型電子マネー※
Suicaやnanacoなど
- 図書カード
- 定期券 など

- 現金
- デビットカード※ など

- クレジットカード・ローン
カード決済型電子マネー
- ポストペイ型電子マネー
iDやQUICPayなど
- オートチャージ型電子マネー
Suicaやnanacoなど

スマホ決済型電子マネー

支払い時期

前払い

商品やサービスを受け取る前に
代金を払っておく

即時払い

商品やサービスを受け取る時に
代金を払う

後払い(立替払い)

はじめに商品やサービスを受け
取り、期日がきたら代金を払う

限度額

前もってチャージした金額まで
使える

手持ちの金額まで使える

クレジットカード・ローン会社が
前もって設定した金額まで
使える

※ICカード型電子マネーに関するもので、サーバー管理型電子マネーについてはこの限りではありません。

青少年インターネット環境整備法

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、**インターネットの利用の状況を適切に把握する**とともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により**インターネットの利用を適切に管理**し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

子どもが使っているスマホは、保護者の管理物です！

困ったときの相談窓口



消費生活に関する相談を受け付ける全国共通の電話番号として

「消費者ホットライン」188<いやや>が設けられており、ここに電話すれば最寄りの消費生活センターなどの相談窓口へ転送されます。

身を守るのは
正しい知識と相談窓口



詐欺被害などの犯罪が疑われる事案の場合は、警察に相談しなければいけません。

#9110

0952(26)9110

の番号を知っておきましょう。